

大和市告示第 1 7 3 号

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日

大和市長 古谷田 力

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

大和市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成 2 0 年大和市告示第 1 6 3 号）の一部を次のように改正する。

別表地方公共団体の機関、神奈川県の中「大和綾瀬地域児童相談所」を「綾瀬児童相談所」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。